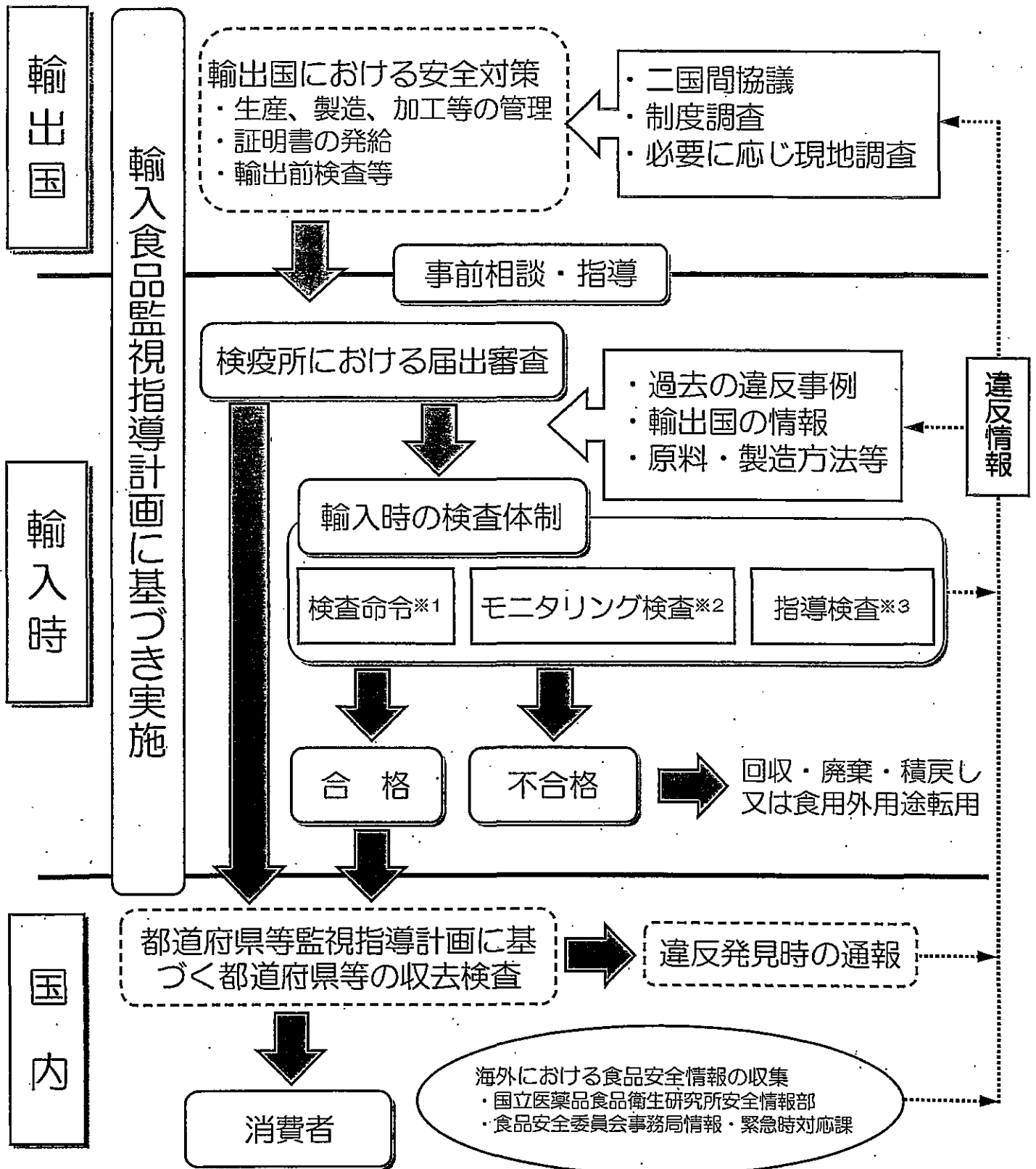


輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2497, 2498)

平成 23 年度
輸入食品監視指導計画監視結果

中間報告

平成 23 年 12 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成23年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成23年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成23年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



2. 平成23年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条第1項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成23年度計画：164食品群、約8万6千件）
- 検査命令^{※2}（平成23年9月30日現在：全輸出国の17品目及び31カ国・1地域の126品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

3. 平成23年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告：速報値）

平成23年4月から9月の間の届出・検査・違反状況（表1）をみると、届出件数は1,039,214件【1,011,512件】であり、届出重量は13,175千トン【12,013千トン】であった。

これに対し、119,075件（検査命令52,811件、モニタリング検査28,367件、自主検査37,897件）【128,344件（検査命令62,498件、モニタリング検査28,103件、自主検査37,743件）】について検査を実施し、このうち619件【736件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の386件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の165件、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の39件、添加物等の販売等の制限に係る法第10条違反の33件、おもちゃの規格に係る法第62条に基づき準用される法第18条違反の11件、食肉の衛生証明書の不添付に係る法第9条違反の3件となっている。

平成23年度のモニタリング検査実施状況（表3）をみると、延べ86,117件の計画に対し、延べ51,344件（実施率：約60%）を実施し、このうち延べ100件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置（表4）を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した（表5）。

平成23年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び31カ国・1地域の126品目を検査命令の対象としており、実績（表6）をみると、延べ71,499件の検査命令を実施し、このうち延べ119件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき、平成23年度においては、ヨーロッパ地域を中心に生鮮野菜が原因と疑われる腸管出血性大腸菌O104による健康被害の発生が確認され、また、米国及びカナダにおいて、メキシコ産パパイヤのサルモネラ汚染が確認されたとの情報を受けたことから、モニタリング検査、自主検査の措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等（表7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表1 届出・検査・違反状況(平成23年4月～9月:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
1,039,214	13,175	119,075 (52,811) ^{※3}	11.5	619	0.1
(前年度実績) 1,011,512	12,013	128,344	12.7	736	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、輸出国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表2 条文別違反事例(平成23年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	165	25.9	とうもろこし、落花生、ハトムギ、ナツメグ、ケツメイシ、ピスタチオナッツ、とうがらし等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア菌検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等 の制限)	3	0.5	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売 等の制限)	33	5.2	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルビン、過酢酸、キノリンイエロー、パラオキシ安息香酸メチルの指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物 の基準及び規格)	386	60.6	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包 装の基準及び規 格)	39	6.1	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等につ いての準用規定)	11	1.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合計	637(証数) ^{※1} 619(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成23年4月~9月:速報値)

食品群	検査項目※1	年度計画件数 ※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食 鳥肉等	抗生物質等	2,238	1,048	1
	残留農薬	1,879	1,005	0
	成分規格等	716	345	0
	放射線照射	29	5	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイス クリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	2,152	1,382	0
	残留農薬	953	894	0
	添加物	1,156	1,098	0
	成分規格等	3,076	1,550	8
	放射線照射	5	0	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ) 等	抗生物質等	2,717	1,452	3
	残留農薬	2,003	1,363	0
	添加物	237	165	0
	成分規格等	720	549	0
	放射線照射	29	5	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身 等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,149	2,500	6
	残留農薬	3,194	2,398	0
	添加物	1,876	1,663	0
	成分規格等	4,544	3,455	19
	放射線照射	5	1	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆 類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	1,035	1,169	0
	残留農薬	11,674	7,192	25
	添加物	1,074	625	0
	成分規格等	1,303	894	0
	カビ毒	2,807	1,778	3
	遺伝子組換え食品	363	167	0
	放射線照射	10	9	0
	抗生物質等	299	167	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工 品、果実加工品、香辛料、即席めん類 等	残留農薬	11,203	4,753	8
	添加物	4,433	3,103	0
	成分規格等	1,794	1,278	5
	カビ毒	2,572	1,218	0
	遺伝子組換え食品	119	41	0
	放射線照射	479	165	0
	残留農薬	537	398	0
	添加物	3,046	1,710	4
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子 類、食用油脂、冷凍食品等	成分規格等	926	356	2
	カビ毒	717	410	0
	残留農薬	358	243	0
	添加物	956	707	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	成分規格等	776	493	1
	カビ毒	118	66	0
	残留農薬	358	243	0
	添加物	956	707	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,840	1,255	15
検査強化分	SRM除去確認、抗 生物質等、放射線 照射	5,000	2,269	0
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として 5,000件を計上		86,117	51,344 実施率約60%	100

※1:検査項目の例

- ・抗生物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射:放射線照射の有無

※2:抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化した^{※1}品目(平成23年4月～9月^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ごぼう	アルジカルブスルホキシド、クロルピリホス、ホキシム
	鰻	イベルメクチン、フラゾリドン
	鰻加工品(冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)	生菌数、大腸菌群
	えび	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン
	しょうが	BHC、クロルピリホス
	未成熟いんげん	フェンプロバトリン、プロロフェジン
	ねぎ	テブフェノジド、フィプロニル
	レイシ(ライチ)	イマザリル、ジフルベンズロン
	あさり	クロラムフェニコール
	柿の葉(直接飲用に供するものに限る。)	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	ごまの種子	2,4-D
	チュウゴクモクスガニ	フラゾリドン
	鶏肉	フラルタドン
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン
	にんじん	メタミドホス
	はぜ	クロラムフェニコール
	はたけな	ジメトモルフ
	ブロッコリー	ハロキシホップ
	まつたけ	クロルピリホス
	やまもも	4-クロルフェノキシ酢酸
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※4}
	養殖えび	フラゾリドン
ローヤルゼリー	クロラムフェニコール	
わけぎ	ピリメタニル	
米国	いちご	プロピコナゾール
	セロリ	ビフェントリン
	パセリ	クロルピリホス
	レッドカラント	プロピコナゾール
	レンズ豆	2,4-D
タイ	えび	オキシテトラサイクリン、スルファジアジン、スルファジメキシム、フラゾリドン
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップえんどうに限る。)	フェンプロコナゾール
	養殖えび	オキシソリニック酸
	冷凍カットマンゴー	プロピコナゾール
インド	ささげ	テブコナゾール
	とうがらし	エチオン
	発酵茶	トリアゾホス
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	あげまきがい	エンドスルファン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※4}
	えごま	ルフェヌロン
	タイラギガイ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}

対象国・地域	対象食品	検査項目
フランス	ブラックカラント	フルシラゾール
	レンズ豆	ピペロニルブトキシド
ベトナム	えび	フラルタドン
	ほうれんそう	クロルピリホス、ジメトモルフ
ベルギー	チコリ	チアベンダゾール
	ほうれんそう	ボスカリド
インドネシア	養殖えび	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン、ニトロフラントイン、フラゾリドン
エチオピア	コーヒー豆	DDT、クロルデン、ヘプタクロル
ガーナ	カカオ豆	エンドスルファン、クロルピリホス、ピリミホスメチル
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシシン、シベルメトリン
イタリア	アーモンド	アフラトキシシン
ウクライナ	鶏卵	フラゾリドン
オランダ	セルリアック	ジフェノコナゾール
グアテマラ	コーヒー豆	2,4-D
スーダン	ごまの種子	カルバリル
台湾	バナナ	アセタミプリド
チリ	養殖さけ・ます	オキシテトラサイクリン
ナイジェリア	コラの実	BHC
パキスタン	クミンの種子	イプロベンホス
フィリピン	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※3}
ブラジル	コーヒー豆	フルトリアホール
ボリビア	ごまの種子	アフラトキシシン
ミャンマー	ターメリック及びその加工品(ターメリックを主要原料とするものに限る。ミックススパイスにあっては含有量が10%以上のものに限る。)	アフラトキシシン
メキシコ	鶏肉	ラサロシド

※1 違反発見後にモニタリング検査強化とし、全届出件数の30%を対象に検査を実施した。また、輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の取扱いとした。ただし、検査強化後60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合、通常の監視体制とした。

※2 表5に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成23年6月～10月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(平成23年6月～10月)。

表5 検査命令へ移行した品目(平成23年4月～9月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	鰻	フラゾリドン
	きくらげ	クロルピリホス
	とこぶし	フラゾリドン
メキシコ	アボカド	メタミドホス
	グアバ	シベルメトリン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシシン
台湾	養殖鰻	フラゾリドン
ベトナム	えび	エンロフロキサシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成23年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	4,627	13
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	310	3
	筋子	亜硝酸根	213	0
	フグ	魚種鑑別	2	1
中国 (26品目)	鶏肉、豚肉、えび、うなぎ等	フラゾリドン、クレンブテロール、クロルテトラサイクリン、マラカイトグリーン等	22,481	7
	野菜、果実、魚類等 (ねぎ、にんじん、ウーロン茶、キクラゲ、ピーマン等)	アルジカルブスルホキシド、トリアジメノール、トリアゾホス、クロルピリホス、ジフェノコナゾール、ピリメタニル等	14,756	11
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,086	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	388	3
	ハスの種子	アフラトキシン	3	0
タイ (11品目)	野菜、果実等 (グリーンアスパラガス、オクラ、マンゴー、レモングラス等)	EPN、クロルピリホス、プロピコナゾール等	852	0
韓国 (9品目)	三枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	351	2
	あげまきがい、しじみ等	エンドスルファン等	58	0
	とうがらし、ミニトマト、パプリカ等	エトプロホス、フルキンコナゾール、クロルピリホス等	43	0
インド (7品目)	ターメリック、ケツメイシ	アフラトキシン	190	0
	野菜・果実等 (マンゴー、クミン等)	クロルピリホス、プロフェノホス等	41	0
	養殖えび	フラゾリドン	10	0
イタリア (6品目)	非加熱食肉製品等	リステリア菌	249	3
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	30	0
ベトナム (6品目)	えび、いか	エンロフロキサシン、トリフルラリン、クロラムフェニコール等	10,777	20
	えび、ほうれんそう等	トリフルラリン、インドキサカルブ	3,741	7
	全ての加工食品	サイクラミン酸	42	0
その他(31カ国、1地域、総44品目)			9,249	46
合 計			71,499	119

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成23年4月~9月)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
6月	全輸出国	無加熱摂取が想定される生鮮食品 (腸管出血性大腸菌O104)	ヨーロッパ地域を中心とした腸管出血性大腸菌O104による健康被害の発生が確認されたため、当該地域から輸入される対象食品を優先として、モニタリング検査を実施する措置を講じた。
9月	メキシコ	生鮮パイザ (サルモネラ属菌)	米国及びカナダにおいて、メキシコ産生鮮パイザのサルモネラ汚染が確認されたとの情報を受け、当該品が輸入届出された場合には、貨物保留の上、サルモネラ属菌に関する検査を指導する措置を講じた。
9月	フランス	食品全般 (核関連施設の事故)	フランスガール県において、核関連施設の爆発事故があった旨の情報を受け、当該地域から輸出された食品が輸入届出された場合は、貨物を保留する措置を講じた。

(参考)これまでの監視指導結果中の主な用語説明

用語	説明
亜鉛	指定外添加物
亜鉛アミノ酸キレート	指定外添加物
亜酸化窒素	添加物(噴射剤)
アシッドブルー	指定外添加物
アシッドファストレッドE	指定外添加物
亜硝酸カリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アスコルビン酸亜鉛	指定外添加物
アスパラギン酸マグネシウム	指定外添加物
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセタミプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセトン	添加物(製造用剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アトラジン	農薬(有機塩素系除草剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるかび毒
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アルゴン	指定外添加物
アルジカルブスルホキシド	農薬(殺虫剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
安息香酸	添加物(保存料)
イソプロチオラン	農薬(殺菌剤)
イソプロピルアルコール	添加物(香料)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(殺菌剤)
イベルメクチン	動物用医薬品(内寄生虫用剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)

用語	説明
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エステルガム	添加物(チューインガム基礎剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エチルアセトン	指定外添加物
エチルセルローズ	指定外添加物
エチルメチルケトン	指定外添加物
エチレン	指定外添加物
エチレンオキサイド	指定外添加物
エチレングリコール	指定外添加物
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系農薬殺虫剤)
塩化カルシウム	添加物(強化剤)
塩化クロム	指定外添加物
塩化コリン	指定外添加物
塩化第一スズ	指定外添加物
塩化メチル	指定外添加物
塩化メチレン	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オレンジII	指定外添加物
過酢酸	指定外添加物
過酸化水素	添加物(殺菌料、漂白剤)
カルシウムアミノ酸キレート	指定外添加物
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル(カルベンダジム等の総和)	農薬(殺菌剤)
カルボキシメチルセルローズ	指定外添加物

用語	説明
カルボキシメチルセルロースナトリウム	添加物(増粘安定剤)
カルミン	指定外添加物
カルミン酸アルミニウムレーキ	指定外添加物
キナルホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
キノリンイエロー	指定外添加物
クエン酸亜鉛	指定外添加物
クエン酸クロミウム	指定外添加物
クエン酸バナジウム	指定外添加物
グリーンB	指定外添加物
グリセリンベヘン酸エステル	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルクロノラクトン	指定外添加物
グルコン酸鉄	添加物(強化剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルタミン- α -ケトグルタル酸	指定外添加物
クレンブテロール	動物用医薬品(繁殖用剤)
クロスカルメロース	指定外添加物
クロスカルメロースナトリウム	指定外添加物
クロミウムアミノ酸キレート	指定外添加物
クロミウムピコリネート	指定外添加物
クロミウムポリニコチネート	指定外添加物
クロムアミノ酸キレート	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルデン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェンビンホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
ケイ酸マグネシウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
合成タウリン	指定外添加物

用語	説明
コハク酸d- α -トコフェロール	指定外添加物
コチニールアルミニウムレーキ	指定外添加物
コハク酸トコフェロール	指定外添加物
コバルト 60	放射性物質
コリン塩酸塩	指定外添加物
コリン酒石酸塩	指定外添加物
サイクラミン酸ナトリウム	指定外添加物
サイクラミン酸	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(香料)
酢酸トコフェロール	指定外添加物
サッカリン	添加物(甘味料)
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
酸化亜鉛	指定外添加物
酸化鉄	指定外添加物
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	指定外添加物
ジクロロメタン	指定外添加物
ジクロロン	農薬(殺菌剤)
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジフルベンズロン	農薬(昆虫成長阻害剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物
硝酸カリウム	添加物(発色剤)
硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)
臭素化油	指定外添加物
食用青色1号	添加物(着色料)

用語	説明
食用黄色4号	添加物(着色料)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアリン酸カリウム	指定外添加物
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
ステアロイル乳酸ナトリウム	指定外添加物
スルファジアジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファジミジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
セレンウムアミノ酸キレート	指定外添加物
セレン酸ナトリウム	指定外添加物
ソルビン酸ナトリウム	指定外添加物
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBという3種類物質群の総称
タルク	添加物(ガムベース)
炭酸カルシウム	添加物(膨張剤)
炭酸水素カリウム	指定外添加物
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
チアベンダゾール	添加物(防かび剤)、農薬(殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン	農薬(殺虫剤)
デオキシニバレノール	赤かび病菌として知られるフザリウム属真菌が産生するかび毒
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
テルブホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
デンプングリコール酸ナトリウム	添加物(増粘安定剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)

用語	説明
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリフルラリン	農薬(ジニトロアニリン系除草剤)
トルフェンピラド	農薬(ピラゾール系殺虫剤)
ナイシン	添加物(保存料)
ナトリウムエトキシド	指定外添加物
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
乳酸亜鉛	添加物(食品製造用)
乳酸カリウム	指定外添加物
パツリン	ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生されるかび毒
パテントブルーV	指定外添加物
バナジウム	指定外添加物
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
パラチオンメチル	農薬(殺虫剤)
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
ヒアルロン酸ナトリウム	指定外添加物
ビオチン	添加物(強化剤)
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビタミンK1	指定外添加物
ピフェナゼート	農薬(殺虫剤)
ピフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ヒプロメロース	指定外添加物
ピペロニルブトキシド	農薬、動物用医薬品(防虫剤)
ヒマワリレシチン	指定外添加物
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(殺虫剤)
ピリダリル	農薬(殺虫剤)
ピリモホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(殺虫剤)
フェニトロチオン	農薬(殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

用語	説明
フェンブコナゾール	農薬(殺菌剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブタノール	添加物(着香料)
ブプロフェジン	農薬(殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
ブラウン HT	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
ブラックPN	指定外添加物
フラルタドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAMOZ
ブリリアントブラックBN	指定外添加物
フルアジホップ	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキシニル	農薬(防かび剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フルトリアホール	農薬(殺菌剤)
プロシミドン	農薬(殺菌剤)
プロチオホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ブロモプロピレート	農薬(ダニ駆除剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘキサメチレンテトラミン	指定外添加物
ヘキサン	添加物(油脂抽出剤)
紅色7号	指定外添加物
ヘプタクロル	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ペルメリン	農薬(殺虫剤)
ベンジルペニシリン	動物用医薬品(β ラクタム系抗生物質)
ホウ酸	指定外添加物
ホキシム	農薬(殺虫剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
ポリビニルアルコール	指定外添加物

用語	説明
ポリビニルピロリドン	指定外添加物
ポリビニルポリピロリドン	添加物(ろ過助剤)
マグネシウムアミノ酸キレート	指定外添加物
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マンガンアミノ酸キレート	指定外添加物
マンニトール	添加物(粘着防止剤)
メタ酒石酸	指定外添加物
メタバナジン酸ナトリウム	指定外添加物
メタノール	エチルアルコールに似た芳香を持つ無色の液体で、強い毒性を持つ
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メチルシアノコバラミン	指定外添加物
メトコナゾール	農薬(トリアゾール系の殺菌剤)
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
モノクロトホス	農薬(殺虫剤)
モリブデン	指定外添加物
モリブデンアミノ酸キレート	指定外添加物
モリブデン酸アンモニウム	指定外添加物
モリブデン酸ナトリウム	指定外添加物
ヨード塩(ヨウ素化塩)	指定外添加物のヨウ素を添加した塩
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物
ラウリル硫酸ナトリウム	指定外添加物
ラサロシド	動物用医薬品
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸銅	添加物(強化剤)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
硫酸カリウム	指定外添加物
硫酸マンガン	指定外添加物
硫酸ニッケル	指定外添加物
流動パラフィン	添加物(離型剤)
リン酸水素マグネシウム	指定外添加物
リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物

用語	説明
ルフェヌロン	農薬(ダニ駆除剤)
ロイコマラカイトグリーン	動物用医薬品マラカイトグリーンの代謝物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(成長調整剤)
AMOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラルタドンの代謝物
AOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラゾリドンの代謝物
A型肝炎ウイルス	A型肝炎ウイルスはピコルナウイルス科ヘパトウイルス属(Hepatovirus)に属し、ウイルスに汚染された水や氷、野菜や果物、魚介類を生で食べることによって感染。
BHA	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BHT	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す慢性かつ悪性の中樞神経系の疾病
DDT	農薬(有機塩素系殺虫剤)
D- α -コハク酸トコフェロール	指定外添加物
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
L-アルギニン塩酸塩	指定外添加物
L-システイン塩酸塩	添加物(酸化防止剤)
L-ノルバリン	指定外添加物
N-アセチル-L-グルタミン	指定外添加物
MCPA	農薬(フェノキシ系除草剤)
SRM	BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄、せき柱、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位))
TBHQ	指定外添加物
β -アポカロテナール	指定外添加物
γ -BHC(リンデン)	農薬(有機塩素系殺虫剤)

平成 24 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 23 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 24 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。
また、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣による日中食品安全推進イニシアチブ第一回閣僚級会議及び「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」への署名が行われ、平成 23 年 11 月に第二回閣僚級会議を行った。第二回閣僚級会議では、平成 23 年度の行動計画について合意し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を推進することで一致。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
 - ・ 輸入時の検査項目の見直しについて検討する。
 - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
 - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を実施する。
 - ・ 輸出国段階での原材料管理の検証に資するため、加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討を行う。
- 昨年末に安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品添加物が輸入、販売された事案があったことから、製造工程における遺伝子組換え技術の利用について、必要に応じ輸入者に確認するよう指導する。
- BSE については、現地調査結果等を踏まえ、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 引き続き、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

- ・ モニタリング計画の策定に際し、輸出国制度調査の結果及び、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生、不衛生食品等の回収等の情報に基づきモニタリング検査件数を見直す。
- ・ 輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ年度中にモニタリング計画の見直しを行う。
- ・ 検査命令の解除要件に際しては、検査命令通知日以降、直近の違反事例判明日からとする。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1) 我が国の食品安全規制の周知、(2) 二国間協議、現地調査等及び(3) 技術協力等の取組について記述。

- ・ 違反事例の多い国及び我が国への輸出量の多い国を中心に計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中相互の技術専門家を派遣し、技術協力等を行う。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第 8 条及び法第 3 条第 1 項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1) 基本的指導事項、(2)

輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3)本計画に基づく監視結果の公表、(4)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。